

障害のある入学志願者との事前相談

障害のある者に対しては、受験及び修学上の配慮が必要となる場合がありますので、出願に先立ち、必ず次により相談してください。

なお、相談の内容によっては、対応に時間を要することもありますので、できるだけ早い時期に相談してください。

また、相談の時期後に本学を志願することとなった場合及び不慮の事故等により障害を有することとなった場合は、その時点で速やかに相談してください。事前相談は障害等のある志願者に本学の現状をあらかじめ知っていただき、受験及び修学に関してより良い方法やあり方を模索するためのもので、障害のある方の受験や修学を制限するものではありません。

事前相談の対象となる者【参考】

区 分	対 象 と な る 者
① 視覚障害	- 点字による教育を受けている者 - 両眼の矯正視力がおおむね 0.3 未満の者のうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度の者 - 視力以外の視機能障害が高度な者のうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度の者 - 上記以外で視覚に関する配慮を必要とする者
② 聴覚障害	- 両耳の平均聴力レベルが 60 デシベル以上の者 - 上記以外で聴覚に関する配慮を必要とする者
③ 肢体不自由	- 体幹の機能障害により座位を保つことができない者又は困難な者 - 両上肢の機能障害が著しい者 - 上記以外で肢体不自由者に関する配慮を必要とする者
④ 病弱	慢性の呼吸器疾患、心臓疾患、腎臓疾患、消化器疾患等の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度の者、又はこれに準ずる者
⑤ 発達障害	学習障害、注意欠陥多動性障害、自閉症、アスペルガー症候群、広汎性発達障害等のため配慮を必要とする者
⑥ その他	①～⑤の区分以外の者で配慮を必要とする者

「注」日常生活においてごく普通に使用されている補聴器、松葉杖、車椅子等を使用して受験する場合も、試験場設定等において何らかの配慮が必要となる場合がありますので、事前に相談してください。

(1) 受験上の配慮の例

- 試験場への乗用車の入構 - 車椅子の使用 - 補聴器の使用 - 連絡事項の文書による伝達	- 試験室を別室に設定 - 座席を最前列/最後列/出入口近く等に設定 - 試験室を障害者用トイレ近くに設定 - 試験時間の延長
---	--

(2) 相談の方法

電話又はFAXなどによりあらかじめ工学研究科チーム学務担当に連絡した上で、次の内容を記載した相談書を、工学研究科チーム学務担当に郵送などの方法で提出してください。

なお、相談の内容によっては、入学志願者又は出身学校関係者等との面談を行うことがあります。

- ① 入学志願者の氏名、性別、生年月日、住所、連絡先の電話番号
- ② 出身学校名・卒業（見込み）年月日
- ③ 志望学部・学科・コース名
- ④ 障害の種類・程度（医師の診断書又は身体障害者手帳等の写しを提出してください。）
- ⑤ 受験及び修学上希望する具体的配慮
- ⑥ 出身学校における生活状況等（主として授業関係）
- ⑦ その他参考となる事項

（３）相談の時期

令和７年１０月３１日（金）まで（土・日・祝日を除く）

（４）相談先

三重大学工学研究科チーム学務担当 〒514-8507 三重県津市栗真町屋町 1577
TEL 059-231-9469 FAX 059-231-9471